別紙1

魚沼市過疎地域持続的発展計画 変更箇所対照表

変更箇所 (変更後計画の頁、行等)	変更後	変更前				
(4 ページ)	I . 基本的な事項	I. 基本的な事項				
I. 基本的な事項	1 (略)		1 (略)			
▶2. 人口及び産業の	2. 人口及び産業の推移と動向		2. 人口及び産業の推移と動向			
推移と動向	ア 人口の推移と動向		アー人口の推移と動向			
➤ア 人口の推移の	(略)		(略)			
動向	※参考 国立社会保障・人口問題	研究所推計値	※参考 国立社会保障·人口問題研究所推計値			
	令和 2 年 令和 7 年	令和 22 年 <u>令和 32 年</u>	令和 2	年 令和7年	令和 22 年	<u>令和 42 年</u>
	(2020年) (2025年)	(2040年) (<u>2050年</u>)	(2020 :	年) (2025年)	(2040年)	(<u>2060 年</u>)
	総人口 <u>34, 483 人</u> <u>31, 261 人</u>	23. 306 人 18. 436 人	総人口 <u>35, 20</u>	0人 32,700人	<u>25, 600 人</u>	<u>17, 100 人</u>
	イ (略)	イ (略)				
	3~7 (略)	3~7 (略)				

変更箇所	** * **	***
(変更後計画の頁、行等)	変更後	変更前
(9、10ページ)	I. 基本的な事項	I. 基本的な事項
I. 基本的な事項	1~7 (略)	1~7 (略)
▶8. 公共施設等総合	8. 生活環境の整備公共施設等総合管理計画との整	8. 生活環境の整備公共施設等総合管理計画との整
管理計画との整合	合	合
	(略)	(略)
	本計画を進めるにあたっては、平成 27 年度に策定(<mark>会</mark>	本計画を進めるにあたっては、平成 27 年度に策定(<mark>全</mark>
	<u>和 6 年 3 月</u> 一部改訂)した「魚沼市公共施設等総合管理計	<u>和3年1月</u> 一部改訂)した「魚沼市公共施設等総合管理計
	画」における公共施設等の管理に関する基本方針等と整合	画」における公共施設等の管理に関する基本方針等と整合
	を図り、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を進めるも	を図り、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を進めるも
	のとする。	のとする。
	以下、「魚沼市公共施設等総合管理計画」基本方針(抜粋)	以下、「魚沼市公共施設等総合管理計画」基本方針(抜粋)
	① ~③ (略)	① ~③ (略)
	④ 市民ニーズに対応した施設の活用	④ 市民ニーズに対応した施設の活用
	人口構造や社会情勢の変化などによる市民ニーズの多	人口構造や社会情勢の変化などによる市民ニーズの多
	様化、防災対応やユニバーサルデザイン化の推進、 <mark>脱炭素</mark>	様化、防災対応やユニバーサルデザイン化の推進、環境に
	他、環境に配慮した取組など、時代の要請に対応するため、	配慮した取組など、時代の要請に対応するため、施設機能
	施設機能の必要性や今後のあり方について分析・検討し、	の必要性や今後のあり方について分析・検討し、地域の二
	地域のニーズや利用状況等を考慮した有効活用を行いま	一ズや利用状況等を考慮した有効活用を行います。
	す。	
	⑤ (略)	⑤ (略)

変更箇所	変更後	変更前			
(変更後計画の頁、行等)	24240	2 - 2 - 3 - 1 - 1			
(28ページ)	Ⅱ. 地域の持続的発展のために実施すべき取組に関	Ⅱ. 地域の持続的発展のために実施すべき取組に関			
Ⅱ. 地域の持続的発展	する事項	する事項			
のために実施すべき取	1~4 (略)	1~4 (略)			
組に関する事項	5. 生活環境の整備	5. 生活環境の整備			
▶ 5. 生活環境の整備	(1) 現況と問題点	(1) 現況と問題点			
➤(1)現況と問題点	ア (略)	ア (略)			
➤イ 廃棄物処理	イ 廃棄物処理	イ 廃棄物処理			
	既存のごみ処理施設(エコプラント魚沼)は、平成7年	既存のごみ処理施設(エコプラント魚沼)は、平成7年			
	<mark>の運転開始から 28 年が経過し経年劣化も進んでいること</mark>	<u>に運転を開始してから 26 年が経過しており、</u> 安定的なご			
	<mark>から、今後も既存施設を維持したまま</mark> 安定的なごみ処理を	み処理を継続していくためには、通常の維持修繕 <mark>に加え、</mark>			
	継続していくためには、通常の維持修繕 <mark>だけでなく、耐用</mark>	長寿命化計画を作成し、排熱活用施設とともに長寿命化を			
	年数を迎えた各設備の更新に多額の経費を要する見込み	<mark>図る必要がある。</mark>			
	<u>である。</u>				
	人口減少に伴い、家庭系一般廃棄物及びし尿汚泥の発生	人口減少に伴い、家庭系一般廃棄物及びし尿汚泥の発生			
	量は減少傾向にあるものの、収集区域及び箇所等は減少し	量は減少傾向にあるものの、収集区域及び箇所等は減少し			
	ないため、効率的な収集運搬及び処理が求められている。	ないため、効率的な収集運搬及び処理が求められている。			
	一方、地域のごみ集積所までごみを持っていくことがで	一方、地域のごみ集積所までごみを持っていくことがで			
	きない一人暮らし高齢者などの要支援者から <mark>は、</mark> ごみ出し	きない一人暮らし高齢者などの要支援者から、ごみ出しに			
	 に関する支援の相談が寄せられている。	関する支援の相談が寄せられている。			
	ウ~キ (略)	ウ~キ (略)			

変更箇所 (変更後計画の頁、行等)	変更後			変更前			
(29、30 ページ)	(2) その対策			(2) その対策			
Ⅱ. 地域の持続的発展	ア (略)			ア (略)			
のために実施すべき取	イ 廃棄物処理			イ 廃棄物処理			
組に関する事項	(削る。)			○ 既存ごみ施設(エコプラント魚沼)の長寿命化計画を			
▶ 5. 生活環境の整備				作成し、稼働期間の延長とともに稼働年限の見極めを行			
➤ (2)その対策				<u>う。</u>			
➤イ 廃棄物処理	〇_ <mark>既存ごみ処理</mark>	<mark>施設(エコプラント</mark>	<u>・魚沼)の経年劣化に</u>	〇 <mark>長寿命化計画</mark>	〇 <u>長寿命化計画の進行管理と並行して、ごみ処理施設の</u>		
	<mark>伴う設備更新経</mark> 費	<mark>費や安定的なごみ処</mark>	<u>:理に要する維持管理</u>	更新 に向けた準値	⋕作業を進める 。		
	<u>経費が多額になる</u>	<mark>と見込まれること</mark>	<mark>から、新たなごみ処理</mark>				
	<u>施設の整備</u> に向け	トた準備を進める。					
	〇 一部地域で行	っている廃棄物の戸	『別収集の解消を図る	〇 一部地域で行っている廃棄物の戸別収集の解消を図る			
	ことにより、収集	『運搬の効率化を進む	める。	ことにより、収集運搬の効率化を進める。			
	〇 高齢者等要支	援者に対するごみ	出し支援対策につい	〇 高齢者等要支援者に対するごみ出し支援対策につい			
	て、地域の実情に	即した手段により	解決を図る。	て、地域の実情に	こ即した手段により	解決を図る。	
	設定目標			設定目標			
	目標名	現状値(R2 年度)	目標値(R7 年度)	目標名	現状値(R2 年度)	目標値(R7 年度)	
	市民一人当たりの	1,047g/日	990g/日	市民一人当たりの	1,047g/日	990g/日	
	一般廃棄物排出量			一般廃棄物排出量			
	リサイクル率	18. 4%	19.0%	リサイクル率	18. 4%	19.0%	
	ウ (略)			ウ (略)			

変更箇所 (変更後計画の頁、行等)	変更後	変更前
(30 ページ)	エ 公営住宅・一般住宅	エ 公営住宅・一般住宅
Ⅱ. 地域の持続的発展	〇 公営住宅については、公営住宅等 <mark>再編整備</mark> 計画に基づ	○ 公営住宅については、公営住宅等長寿命化計画に基づ
のために実施すべき取	き、既存住宅の統廃合を図る。特に、耐用年数を経過した	き、既存住宅の統廃合を図る。特に、耐用年数を経過した
組に関する事項	公営住宅は用途廃止を行う。	公営住宅は用途廃止を行う。
▶ 5. 生活環境の整備	〇 人口の定着のため、居住誘導区域への建替移転と改修	〇 人口の定着のため、居住誘導区域への建替移転と改修
➤ (2)その対策	整備に取り組む。	整備に取り組む。
➤エ 公営住宅・	○ 一般住宅については、住宅リフォームに対する支援 <mark>や</mark>	〇 一般住宅については、住宅リフォームに対する支援を
一般住宅	<u>耐震改修の支援</u> を進めながら住宅の質の向上を図るとと	進めながら住宅の質の向上を図るとともに、住宅関連事業
	もに、住宅関連事業を中心とした地域経済の活性化及び空	を中心とした地域経済の活性化及び空き家を活用した定
	き家を活用した定住促進に取り組む。	住促進に取り組む。
	オ~キ (略)	オ~キ (略)

変更箇所 (変更後計画の頁、行等)	変更後			変更前						
(31ページ) Ⅱ. 地域の持続的発展	(3) 計画 事業計画(令和3年度~令和7年度)			(3) 計画 事業計画(令和3年度~令和7年度)						
のために実施すべき取 組に関する事項	施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
▶ 5. 生活環境の整備▶ (3) 計画▶事業計画の表	2. 生活環境 の整備	(略) 農村集落	農業集落排水処理区統合事	市	*****	2. 生活環境の整備	(略) 農村集落	農業集落排水処理区統合事	市	
		展 刊 集 洛 排水施設	農業集落排水施設更新事業	市			展 刊 集 洛 排水施設	農業集落排水施設更新事業	市	
			農業集落排水排水管整備事 業	市				農業集落排水排水管整備事業	市	
		(3) 廃棄物処 理施設 ごみ処理	(<u>削る。</u>)				(3) 廃棄物処 理施設 ごみ処理	廃棄物処理施設(エコプラント魚沼 廃棄物処理施設長寿命化事業)	市	
		施設	<u>新ごみ処理施設整備事業</u>	市			施設	<u>廃棄物処理施設</u> (廃棄物処理施設更新事 業)	市	
		(5)消防施設	消防施設整備事業	市			(5)消防施設	消防施設整備事業	市	
			消防緊急通信指令施設更 新·整備事業	市				消防緊急通信指令施設更 新·整備事業	市	
			消防庁舎運用安全対策事業	市				消防庁舎運用安全対策事業	市	
			消防庁舎上水道整備事業	市				消防庁舎上水道整備事業	市	
			消防団施設整備事業	市				消防団施設整備事業	市	
		(略)			******		(略)	***************************************	*****	

変更箇所 (変更後計画の頁、行等)	変更後	変更前
(34 ページ)	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合
Ⅱ. 地域の持続的発展	ア (略)	ア (略)
のために実施すべき取	イの廃棄物処理	イ 廃棄物処理
組に関する事項	既存ごみ処理施設(エコプラント魚沼)については、経	ごみ処理施設については、公共施設等総合管理計画にお
▶ 5. 生活環境の整備	年劣化に伴う設備更新経費や安定的なごみ処理に要する	いて「期間中に建物の耐用年数(令和 14 年度)が経過す
➤ (4) 公共施設等総	<u>維持管理経費が多額になると見込まれることから、新たな</u>	ることから、長寿命化計画に基づき、施設の安定稼働を維
合管理計画等	ごみ処理施設の整備に向けた準備を進めることとする。	<u>持するとともに新施設の建設にむけて広域圏で調査及び</u>
との整合		計画策定を進めていく」こととされている。このことも踏
➤イ 廃棄物処理		まえて、広域圏で検討した結果、市単独で施設の建設を進
		<mark>めることとしており、基本的に合致している。</mark>
➤エ 公営住宅	エ 公営住宅・一般住宅	エの営住宅・一般住宅
	公営住宅の集約化は、公共施設等総合管理計画の方針と	公営住宅の集約化は、公共施設等総合管理計画の方針と
	整合が図れており、また、 <mark>令和5</mark> 年度に策定した公営住宅	整合が図れており、また、 <mark>平成30</mark> 年度に策定した公営住
	等 <mark>再編整備</mark> 計画は、公営住宅の統廃合の進捗状況を踏まえ	宅等 <mark>長寿命化</mark> 計画は、公営住宅の統廃合の進捗状況を踏ま
	ながら、今後、必要に応じて当該計画の見直しを行う。	えながら、今後、必要に応じて当該計画の見直しを行う。
	オ、キ(略)	オ、キ(略)
	6 (略)	6 (略)

変更箇所 (変更後計画の頁、行等) (42ページ) Ⅱ. 地域の持続的発展 のために実施すべき取 組に関する事項 ➤ 7. 医療の確保 ➤ (1) 現況と問題点

➤ (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

変更後

7. 医療の確保

(1) 現況と問題点

魚沼地域の医療再編により、高度・急性期医療を担う魚 沼基幹病院と市民に身近な医療を行う小出病院、また、か かりつけ医としての役割をもつ診療所といった各医療施 設がそれぞれの役割に応じた医療の提供を行っている。

医師及び看護師の不足状態が続き、慢性化していることから、効率的な診療に向けたネットワーク化や在宅医療と介護サービスの連携強化が必要である。また、小出病院入院棟及び市立診療所については老朽化が進んでいることから、計画的に改修を進めるとともに安心できる地域医療の提供に努めていく必要がある。

(2)、(3) (略)

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画では「病院については、 安定した医療が提供できるできるよう
必要な機能を確保していきます。」とあり、<u>診療所についても「地域の医療を担う施設であることから、適切に維持管理していきます。」とある。</u>本計画でも今後必要な医療を提供する上で市立医療機関の医療体制及び施設の計画的な整備を実施し持続可能な医療提供体制を整えることとしていることから、整合が図られている。

8~12 (略)

変更前

7. 医療の確保

(1) 現況と問題点

魚沼地域の医療再編により、高度・急性期医療を担う魚 沼基幹病院と市民に身近な医療を行う小出病院、また、か かりつけ医としての役割をもつ診療所といった各医療施 設がそれぞれの役割に応じた医療の提供を行っている。

医師及び看護師の不足状態が続き、慢性化していることから、効率的な診療に向けたネットワーク化や在宅医療と介護サービスの連携強化が必要である。また、市立診療所については老朽化が進んでいることから、計画的に改修を進めるとともに安心できる地域医療の提供に努めていく必要がある。

(2)、(3) (略)

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画では「病院<u>及び診療所</u>については、<u>無沼地域全体の医療機関再編及び広域的な基幹病院との</u> 役割分担を踏まえつつ、地域医療に貢献できるよう、必要な機能を確保していきます。」とあり、本計画でも今後必要な医療を提供する上で市立医療機関の医療体制及び施設の計画的な整備を実施し持続可能な医療提供体制を整えることとしていることから、整合が図られている。

8~12 (略)